

防災・減災、国土強靱化の推進に向けた提言（案）

平成 23 年 9 月、台風第 12 号は、大型で、さらに動きが遅かったため、上陸後も長時間にわたって台風周辺の非常に湿った空気が流れ込み、山沿いを中心に広い範囲で記録的な大雨となった。特に、紀伊半島では広い範囲で 1,000 ミリを超え、多いところでは年降水量平年値の 6 割に達した。降り始めからの 72 時間の総雨量が、奈良県上北山村で 1,814.5 ミリを記録し、三重県大台町や和歌山県古座川町でも過去最大の雨量を観測する等、記録的な豪雨に伴う紀伊半島各地における河川の氾濫や土砂災害などにより、三重・奈良・和歌山の三県で 72 名もの多くの尊い命が奪われた。また、家屋や農地への被害などにより、非常に多くの財産も失われ、道路の寸断や世界遺産にも被害が及んだ。特に土砂災害では、大規模斜面崩壊に伴う河道閉塞によるいわゆる土砂ダムが発達したもののうち 4 箇所について、災害対策基本法第 63 条に基づく強制的な退去を命ずることができる警戒区域が設定されたが、これは風水害では唯一の事例となっている。このように平成の台風の中で最悪の被害となり、紀伊半島大水害（以下「大水害」という。）として、この紀伊半島地域に大きな爪痕を残した。

近年、台風の大型化や降雨量が増大する傾向にあり、自然災害の頻発化・激甚化が危惧されている。令和 3 年に大水害発生から 10 年の節目を迎えることを機に、今一度大水害がもたらした教訓を振り返り、ソフト・ハードの両面からの災害対策の取組を見直していく必要がある。

また、昭和 19 年に発生し、主に津波が原因で三県で 460 名の尊い命が奪われた、昭和東南海地震の 75 年の節目を昨年を迎えたところであるが、南海トラフ地震の 30 年以内の発生確率が、「70～80%」に引き上げられ、国難レベルの巨大災害の発生の緊迫度が増し、甚大な津波被害が想定される当地域における対策は急務の課題である。

こうした中において、平成 30 年 7 月豪雨や北海道胆振東部地震等の災害により多大な影響があったことから、特に緊急に実施すべきソフト・ハード対策について、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（以下「3 か年緊急対策」という。）などにより、国と地方が一体となって喫緊の防災・減災、国土強靱化対策に集中的に取り組んでいるところである。

しかしながら、3 か年緊急対策の対象となった箇所以外にも、迅速な救助・救援活動を可能とするための高規格幹線道路網等のミッシングリンクの早期解消や 4 車線化など、対策が必要な箇所は多数存在しており、頻発化・激甚化する自然災害に対する抜本的な対策は、道半ばである。

いつどこで発生するかもわからない国難レベルの自然災害に負けない国土づくりを切れ目なく推進するためには、3 か年緊急対策後も地方の実情に応じた対策内容の充実を図り、防災・減災、国土強靱化対策を強力かつ継続的にソフト・ハードの両面から進める必要がある。

さらには、今回の新型コロナウイルス感染症は、いわゆる「3密」の回避が難しい都市部を中心に拡大し、過度な東京圏への一極集中のリスクを改めて認識させた。こうした中、感染拡大への対応としてのテレワーク、オンライン・ショッピング、ワーケーション等のデジタル化の進展は、働く場所、生活する場所の自由をもたらす潜在力を持っており、都市への集中から地方への分散の流れを生み出す可能性がある。こうした流れを確実にするためにも、紀伊半島地域において、デジタル化を推進するために必要な情報基盤の整備を一挙に推進する必要がある。

加えて、紀伊半島大水害においても、避難勧告等が住民の避難行動に十分に結びつかなかったという課題が挙げられ、近年の水害に対しても同様の課題が必ず挙げられている。教訓を生かし、命を守るためには、住民が適切な避難行動をとれるよう対策を進めることが急務である。また、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策にも万全を期することが重要であるため、避難に係る整備をソフト・ハードの両面から推進することが必要であり、次のとおり提言する。

- (1) 3か年緊急対策後も必要な予算・財源を安定的に別枠で確保し、さらなる対策の推進・充実を図り、これまで以上に強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めること
- (2) 地方が国土強靱化に資する対策を円滑に進められるよう、緊急防災・減災事業及び緊急自然災害防止対策事業等の延長や起債制度の充実を図ること
- (3) ため池のハード対策について、3か年緊急対策と同様の臨時・特別の措置の継続と合わせて、その実施に必要な耐震調査や実施計画策定などのソフト対策について、令和2年度までとなっている国の定額補助制度を維持すること
- (4) 将来にわたって治水効果を発揮する事前防災・減災対策の加速化を図ること
- (5) 堤防強化対策を集中的に実施できるよう、新たな予算制度を創設すること
- (6) 事前放流にあたり、全てのダムを国の補填制度の対象として追加し、補填費用も国が負担すること。加えて、利水ダムには、事前放流のための設備を備えていないものもあり、当該ダムの設備改修を実施するにあたり、財政支援措置を講じること
- (7) あらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」の取組を、よりスピード感を持って実行し、早期に効果が発現できるよう、国がリーダーシップを発揮し、地方と連携して着実に実施すること。加えて、規制的手法と誘導的手法(様々なインセンティブ)を組み合わせて、流域の関係者全員の参画を促進すること

- (8) 高規格幹線道路網等のミッシングリンクの早期解消や、暫定2車線区間の4車線化にかかる財源を確保し、早急に整備すること
- (9) 首都機能のバックアップ体制の強化に向けて、具体的な検討を進めること
- (10) 避難所における必要な資機材の整備や避難の分散化を目的とした新たな避難所の確保などの感染症対策に関して、臨時の予算による対応ではなく、恒久的な財源を確保し、財政支援を行うこと
- (11) 住民の避難を確実に促すため、気象情報や避難情報の伝達方法や体制の充実に加え、地方自治体の情報伝達の基盤整備に対する財政支援を行うこと
- (12) 「自らの命は自ら守る」意識を醸成し、住民一人ひとりが早期避難の重要性への理解を深めるための取組に対する支援を充実させること
- (13) 人口減少が進む中山間地域や離島地域などの条件不利地域や民間事業者による整備が見込めない地域において、5G基地局をはじめとした情報通信基盤の整備が早期に進むよう、必要な税制措置等を講じること